

## 耳鼻咽喉科休日救急医療体制の変更について

### 1 現状と課題

耳鼻咽喉科の休日（日曜・祝日及び年末年始）昼間の救急医療については、明石市を含む3市2町がそれぞれ所在の医師会へ委託し、本圏域内の在宅当直医が輪番により実施している。

昭和62年度から年末年始の診療を、平成5年度から休日診療を開始し、令和元年度の本圏域内の患者数は4,191人、うち東播2市2町の患者は約半数である。

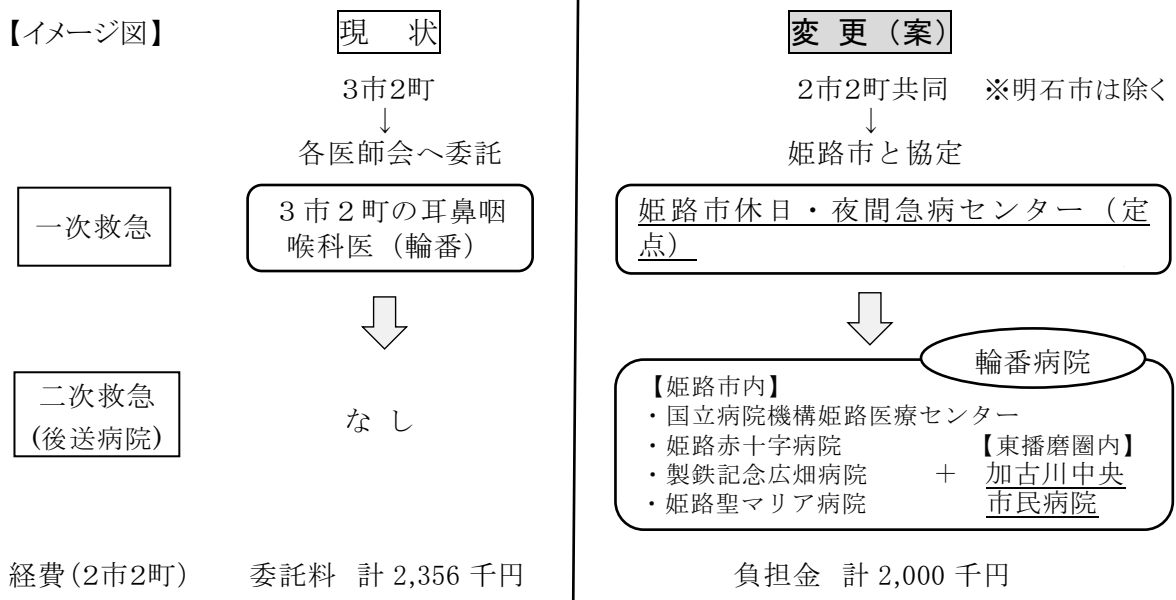
このような中、受託先の医師会より、耳鼻咽喉科医の不足等により今後も安定した耳鼻咽喉科輪番体制を維持することができず、広域救急医療として周辺地域への定点出務に移行したい要望を受けている。

### 2 対応と変更（案）

2市2町行政及び医療関係者間で協議し、東播磨地域の耳鼻咽喉科の患者受入れについて、2市2町共同で姫路市へ依頼することとした。

姫路市と協定書を近く締結のうえ、令和3年度から耳鼻咽喉科休日救急医療を姫路市休日・夜間急病センターで定点実施する。また、同センターの診療で判明した重症患者を引き継ぐ二次救急（後送病院）として、加古川中央市民病院の参加協力も得て、新たな救急医療体制の確保を図る。

#### 【イメージ図】



### 3 変更年月日

令和3年4月1日